

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 1	・香川県警察組織規則の一部改正について	令 和 4 年 3 月 3 日 警 务 部
----------------------------	---------------------	--------------------------

議題事項

香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号）の一部について所要の改正を行う。

1 改正理由

令和 4 年度の組織改正については、「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進」及び「社会の変化に対応する組織運営の推進」の方針に基づき、各種課題に対応するため組織の見直しを行うものである。

2 改正内容

(1) 「情報分析捜査課」の新設（第 5 条、第 20 条）

犯人検挙に有用性の高い各種犯罪関連情報を高度に分析し、県警察全体の捜査力を向上させることを目的として、刑事企画課内の捜査支援分析室を改編し、「情報分析捜査課」を新設

(2) 「捜査第二課」と「組織犯罪対策課」の統合（第 5 条、第 22 条）

特殊詐欺グループ、薬物犯罪組織、来日外国人犯罪グループ等の実態解明と取締りを強化し、変容する治安上の課題に的確に対応することを目的として、捜査第二課と組織犯罪対策課を統合して、新たな「捜査第二課」を設置

(3) 人事課の名称を警務課へ改称（第 3 条、第 10 条）

効率的な業務運営の推進のための組織見直しに伴い、人事課の名称を警務課に改称

(4) 警察航空隊に関する事務の移管（第 32 条）

災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、警察航空隊に関する事務を通信指令課から警備課に移管

(5) 所掌事務の変更（第 19 条）

これまで組織犯罪対策課が所掌していた犯罪収益対策、国際捜査共助、通訳及び翻訳に関する事務を刑事企画課へ移管

(6) 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正（附則第 2 項）

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 32 号）中の「組織犯罪対策課」を削除する。

(7) 香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部改正（附則第 3 項）

香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成 23 年香川県公安委員会規則第 2 号）の別記様式第 14 号（第 10 条関係）中の「組織犯罪対策課」を「捜査第二課」に改める。

3 改正案

別添のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

別添

香川県公安委員会委員長 泉

雅文

香川県公安委員会規則第 号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則（案）

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(警務部の分課)	(警務部の分課)
第3条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 警務課</u> (5)～(9) 略 2～5 略	第3条 警務部に、次の課を置く。 (1)～(3) 略 <u>(4) 人事課</u> (5)～(9) 略 2～5 略
(刑事部の分課)	(刑事部の分課)
第5条 略 (1) 略 <u>(2) 情報分析捜査課</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> (5)・(6) 略	第5条 刑事部に、次の課及び所を置く。 (1) 刑事企画課 <u>(2) 捜査第一課</u> <u>(3) 捜査第二課</u> <u>(4) 組織犯罪対策課</u> (5)・(6) 略
(企画課)	(企画課)
第9条 略 (1)～(4) 略 (5) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること（ <u>刑事企画課</u> 及び <u>公安課</u> の所掌に属するものを除く。）。 (6)～(13) 略 2 略	第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 (5) 所管行政に係る国際関係事務に関する企画、立案及び調整に関すること（ <u>組織犯罪対策課</u> 及び <u>公安課</u> の所掌に属するものを除く。）。 (6)～(13) 略 2 略
(警務課)	(人事課)
第10条 <u>警務課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。	第10条 <u>人事課</u> においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(14) 略

(生活安全企画課)

第15条 略

(1)～(11) 略

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関するこ
と（生活環境課及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。

(13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関するこ（生活
環境課及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。

(14)～(17) 略

(少年課)

第17条 略

(1)～(7) 略

(8) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）
及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）
の施行に関するこ（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

2 略

(生活環境課)

第18条 略

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法の規定の違反の取締りに関するこ（捜査
第二課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 火薬類取締法の規定の違反の取締りに関するこ（捜査第二課の所
掌に属するものを除く。）。

(3)～(16) 略

(17) 保健衛生関係事犯の取締りに関するこ（捜査第二課の所掌に属す
るものを除く。）。

(18) 略

2 略

(通信指令課)

第18条の3 略

(1) 略

(1)～(14) 略

(生活安全企画課)

第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(11) 略

(12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関するこ
と（生活環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関するこ（生活
環境課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(14)～(17) 略

(少年課)

第17条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

(8) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止
法（大正11年法律第20号）の施行に関するこ（生活環境課の所掌に属
するものを除く。）。

2 略

(生活環境課)

第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法の規定の違反の取締りに関するこ（組織
犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 火薬類取締法の規定の違反の取締りに関するこ（組織犯罪対策課
の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(16) 略

(17) 保健衛生関係事犯の取締りに関するこ（組織犯罪対策課の所掌に
属するものを除く。）。

(18) 略

2 略

(通信指令課)

第18条の3 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 航空隊に関するこ。

(2) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

(3)～(8) 略

- 2 自動車警ら隊においては、前項第2号に掲げる事務のうち自動車警ら隊の警ら用無線自動車の運用に関する事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊においては、第1項第3号に掲げる事務のうち鉄道警察隊の運営に関する事務をつかさどる。

(刑事企画課)

第19条 略

(1)～(6) 略

(7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関すること。

(8) 国際捜査共助に関すること。

(9) 通訳及び翻訳に関すること。

(10)・(11) 略

(情報分析捜査課)

第20条 情報分析捜査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。
- (2) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。
- (5) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

(捜査第一課)

(3) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。

(4)～(9) 略

- 2 自動車警ら隊においては、前項第3号に掲げる事務のうち自動車警ら隊の警ら用無線自動車の運用に関する事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊においては、第1項第4号に掲げる事務のうち鉄道警察隊の運営に関する事務をつかさどる。

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。

(8) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

(9) 犯罪統計に関すること。

(10) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。

(11) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

(12)・(13) 略

(捜査第一課)

第21条 略

(捜査第二課)

第22条 略

(1)～(4) 略

(5) 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 組織犯罪情報の収集、整理、分析その他組織犯罪情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。

(9) 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の施行に関すること。

(10) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

(11) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(12) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(13) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第20条 略

(捜査第二課)

第21条 捜査第二課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

（組織犯罪対策課）

第22条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 組織犯罪情報の収集、整理、分析その他組織犯罪情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。

(5) 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の施行に関すること。

(6) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

(7) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(8) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(9) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の

(鑑識課) 第23条 略	施行すること。 (11) 国際捜査共助のこと。 (12) 通訳及び翻訳のこと。
(警備課) 第32条 略 (1)～(13) 略 (14) 警察航空隊のこと。 (15) 警察用航空機の運用のこと。 2 略	(警備課) 第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(13) 略 2 略

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)
 - 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年課、 生活安全部生活環境課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部 捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課及び警備部警備課の警視 以上の階級にある者</p> <p>(3) 略</p>	<p>香川県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する 法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定により香川県 公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年課、 生活安全部生活環境課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部 捜査第二課、刑事部組織犯罪対策課、交通部交通指導課、警備部公安課 及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</p> <p>(3) 略</p>

- (香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部改正)
- 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																							
<p>別記様式第14号（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団 </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>なお、香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第1項の意見聴取通知書は、<u>香川県警察本部刑事部捜査第二課</u>に保管しているので、同課で受領されたい。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申述書の提出期限</td> <td style="width: 85%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申述書の提出先</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>注意 香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第1項の規定による通知が到達したものとみなします。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。</p> </td></tr> </table>	意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団	意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団	<p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>なお、香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第1項の意見聴取通知書は、<u>香川県警察本部刑事部捜査第二課</u>に保管しているので、同課で受領されたい。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table>	意見聴取の期日	年 月 日 時 分	意見聴取の場所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table>	意見聴取の期日	年 月 日 時 分	意見聴取の場所		<p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申述書の提出期限</td> <td style="width: 85%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申述書の提出先</td> </tr> </table>		申述書の提出期限	年 月 日まで	申述書の提出先		<p>注意 香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第1項の規定による通知が到達したものとみなします。</p>		<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。</p>	
意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団	意見聴取公示送達書 第 号 年 月 日 氏名又は名称 殿 香川県公安委員会 団																							
<p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>なお、香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第1項の意見聴取通知書は、<u>香川県警察本部刑事部捜査第二課</u>に保管しているので、同課で受領されたい。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table>	意見聴取の期日	年 月 日 時 分	意見聴取の場所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table>	意見聴取の期日	年 月 日 時 分	意見聴取の場所																
意見聴取の期日	年 月 日 時 分																							
意見聴取の場所																								
意見聴取の期日	年 月 日 時 分																							
意見聴取の場所																								
<p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申述書の提出期限</td> <td style="width: 85%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申述書の提出先</td> </tr> </table>		申述書の提出期限	年 月 日まで	申述書の提出先																				
申述書の提出期限	年 月 日まで																							
申述書の提出先																								
<p>注意 香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第1項の規定による通知が到達したものとみなします。</p>																								
<p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。</p>																								

 別記様式第14号（第10条関係） | | | | | | | | | | | |--|---|-----------|---------|---------|--|---------|-----------|---------|--| | 意見聴取公示送達書
第 号
年 月 日

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 団 | 意見聴取公示送達書
第 号
年 月 日

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 团 | | | | | | | | | | <p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>なお、香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第1項の意見聴取通知書は、<u>香川県警察本部刑事部組織犯罪対策課</u>に保管しているので、同課で受領されたい。</p> | | | | | | | | | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table> | 意見聴取の期日 | 年 月 日 時 分 | 意見聴取の場所 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">意見聴取の期日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">意見聴取の場所</td> </tr> </table> | 意見聴取の期日 | 年 月 日 時 分 | 意見聴取の場所 | | | 意見聴取の期日 | 年 月 日 時 分 | | | | | | | | | | 意見聴取の場所 | | | | | | | | | | | 意見聴取の期日 | 年 月 日 時 分 | | | | | | | | | | 意見聴取の場所 | | | | | | | | | | | <p>香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第2項により口頭による意見聴取に代えて申述書を提出する場合の提出期限及び提出先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申述書の提出期限</td> <td style="width: 85%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申述書の提出先</td> </tr> </table> | | 申述書の提出期限 | 年 月 日まで | 申述書の提出先 | | | | | | | 申述書の提出期限 | 年 月 日まで | | | | | | | | | | 申述書の提出先 | | | | | | | | | | | <p>注意 香川県暴力団排除推進条例施行規則第10条第5項の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第1項の規定による通知が到達したものとみなします。</p> | | | | | | | | | | | <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。</p> | | | | | | | | | | |

議題事項

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行にあわせて、関係する銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する。

1 改正理由

令和3年6月15日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）により、新たにクロスボウの所持禁止、クロスボウの所持許可・更新制等について定められ、令和4年3月15日に施行されることから、関係する銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等について、所要の改正を行うものである。

2 改正する香川県公安委員会規則

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）
- (2) 香川県公安委員会公印規則（平成12年香川県公安委員会規則第23号）
- (3) 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）
- (4) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）

3 改正の概要

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則関係
 - ア 「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」とする等、所要の整理を行う。
 - イ クロスボウの取扱い講習会を追加し、所要の整理を行う。
 - ウ クロスボウ射撃資格の取消しの手続を追加する。
 - エ その他様式等所要の改正を行う。
- (2) 香川県公安委員会公印規則関係
 - 第2条表中6の項の公印に係る用途にクロスボウ所持許可証を追加する。
- (3) 香川県公安委員会文書規則関係
 - 第7条(2)ただし書きに係る文書について、所要の改正を行う。
- (4) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則
 - ア 香川県公安委員会の権限に属する事務にクロスボウの製造業の届出、クロスボウの取扱いに関する講習会の開催等の新たに規定された事務を追加する。
 - イ その他クロスボウが規制対象に追加されたことに伴う所要の改正を行う。

4 改正案

「銃砲刀剣類所持等取締法施行細則等の一部を改正する規則（案）」のとおり

5 施行期日

令和4年3月15日

報告事項

令和4年2月県議会定例会において、令和3年度補正予算議案を追加議案として上程する。

1 議案の概要

- (1) 予算議案 挿正予算 1件
- (2) 予算外議案 なし

2 予算議案の内訳

(1) 歳出

ア 内訳

区 分	現計予算額	2月補正額	補正後予算額
令和3年度	265億2,387万円	△8億6,335万円	256億6,052万円
令和2年度	261億3,324万円	△4億7,672万円	256億5,652万円
増 減	3億9,063万円	△3億8,663万円	400万円

イ 主な理由

- 紙料、職員手当等給与費の減額（国費超勤を含む） △7億5,847万円
- 警察庁補助金（物件費分）の減額による減額 △303万円
- 警察庁補助金（交通安全施設分）の減額による減額 △5,083万円
- 運転免許関係事務費の減額 △2,408万円
- 業務委託等事業執行による減額 △2,694万円

ウ 令和4年度への繰越し

- 警察施設整備事業 5,950万円
- 情報化の推進 190万円
- 交番・駐在所整備事業 8,763万円
- 交通安全施設整備事業 1億 665万円

(2) 歳入

△8億6,335万円

(内訳)

- 特定財源（使用料及び手数料、補助金、県債等） △1億2,789万円
- 一般財源 △7億3,546万円

3 今後の予定

2月県議会定例会に追加議案として上程後、総務委員会において審議

報告事項

令和3年における遺失・拾得物の取扱状況について報告する。

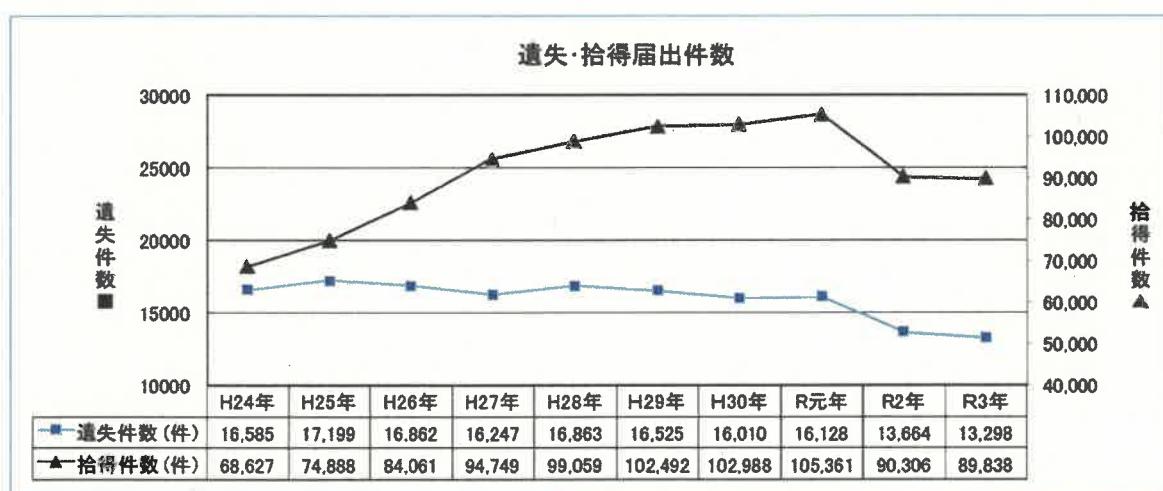
1 遺失・拾得届出状況

(1) 遺失届出

- 件数 1万3,298件 (前年比 △366件 (△2.7%))
- 現金 1億4,167万2,672円 (前年比 △764万4,229円 (△5.1%))
- 物品 2万7,183点 (前年比 △1,459点 (△5.1%))
- 物品の上位3品目
 - ① 証明書類・カード類（運転免許証、キャッシュカード等） 1万3,832点 (50.9%)
 - ② 財布類 3,849点 (14.2%)
 - ③ 携帯電話類 2,416点 (8.9%)

(2) 拾得届出

- 件数 8万9,838件 (前年比 △468件 (△0.5%))
- 現金 1億4,473万4,442円 (前年比 +557万3,187円 (+4.0%))
- 物品 6万9,931点 (前年比 △2,857点 (△3.9%))
- 物品の上位3品目
 - ① 証明書類・カード類（運転免許証、キャッシュカード等） 1万9,230点 (27.5%)
 - ② 生活用品類（ハンカチ、ライター等） 6,656点 (9.5%)
 - ③ 財布類 6,265点 (9.0%)



2 拾得物件の処理状況

区分	遺失者返還	拾得者引渡し	県帰属
拾得物件	1万3,335件 (16.6%)	3万104件 (37.4%)	3万7,035件 (46.0%)
現 金	9,786万9,097円 (68.2%)	2,537万5,091円 (17.7%)	2,016万8,913円 (14.1%)
物 品	3万562点 (52.2%)	7,498点 (12.8%)	2万489点 (35.0%)

※ この表は、令和3年中の処理件数等を示し、令和3年中の拾得件数等とは一致しない。

3 現金10万円以上の遺失・拾得届出

- 遺失届出件数 295件、最高金額 600万円（返還済み）
- 拾得届出件数 185件、最高金額 600万円（返還済み）

4 特異な拾得物件

- ヤギ (高松南警察署)
- フクロウ (三豊警察署)

5 警察署別取扱件数

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 遺失届出（上位3署） | <input type="radio"/> 拾得届出（上位3署） |
| ① 高松北警察署 4,166件 (31.3%) | ① 高松北警察署 3万 225件 (33.6%) |
| ② 丸亀警察署 2,114件 (15.9%) | ② 丸亀警察署 2万 2,111件 (24.6%) |
| ③ 高松南警察署 2,110件 (15.9%) | ③ 高松南警察署 1万 2,330件 (13.7%) |